

## 種の保存法に基づく流通規制について

### 1. 交雑個体の取扱い

#### (1) ワシントン条約と種の保存法における交雑個体等の位置づけ

##### ① ワシントン条約での位置づけ

- ・ワシントン条約の決議 10.17 (CoP14 改正) (Animal hybrids (本項では「雑種」という。)) では、附属書掲載種の雑種の取引が附属書Ⅰ及びⅡ掲載種の取引の規制を支援するため、規制されるべきであるという観点から、以下のように記されている。
  - a) 最近の血統に附属書Ⅰ又はⅡ掲載種の標本が一つ以上含まれる雑種の動物は、当該雑種が具体的に附属書に掲載されていない場合でも、純粋な血統の種とまったく同様に条約の規定の対象となる。
  - b) 最近の血統の少なくとも一つの動物が附属書Ⅰ掲載種である場合、雑種は附属書Ⅰ掲載種の標本として扱われる。
  - c) 最近の血統の少なくとも一つの動物が附属書Ⅱ掲載種であり、そのような血統に附属書Ⅰ掲載種の標本が含まれていない場合、雑種は附属書Ⅱ掲載種の標本として扱われる。
  - d) 指針として、「最近の血統」という言葉は、この決議で使われる際は、基本的に4代前までを指すものとする。
- ・その他、附属書Ⅰ及びⅡの改正基準を規定する決議 9.24 (COP17 改正) では、附属書Ⅰ・Ⅱの改正を提案する場合、「g) 雑種は野生において明確に安定した個体群を形成する場合にのみ、附属書に掲載することができる」こととなっており、条件次第では附属書に掲載することも可能となっている。

##### ② 種の保存法での位置づけ

- ・ワシントン条約では規制対象に含まれている一方で、種の保存法では種の単位を超えた交雑個体等を規制対象としていない。違法に輸入した個体等であっても意図的に交雑させればその繁殖子を国内で合法的に流通させることが可能になることから、原産地における希少種の生息等に大きな影響を与える可能性が指摘されていた。
- ・なお、海外法令の中には、交雑個体を規制対象としているものもある。

#### (2) 種の保存法における交雑個体の国内流通規制の評価

- ・現時点で、我が国における交雑個体の流通が原産地における希少種の生息等に大きな影響を与えている事例は確認されていないと認識しているが、以下の観点を踏まえ、交雑個体の規制の必要性について個別に検討してはどうか。
- ・なお、人為的に我が国に導入された種が在来種の生息等に大きな影響を与えている場合は、オオサンショウウオ属と同様に、外来生物対策法による規制措置が適当と考えられる。

##### ① 種の保存を脅かす可能性があるか

- ・原産地における絶滅の危険性が高いこと等から属全種が附属書に掲載されている種間の交雑個体、逸出した場合に在来種と交配するなど生態系への深刻な影響が懸念される種との交雑個体、原産地において野生下で安定した個体群を形成していることが報告された交雑個体など

② 流通規制の監視徹底に繋がるか

- ・（故意に）種の保存法の規制から免除されるよう交配及び販売し、国内での新たな需要が創出されている種など

（報告されている人為的な交雑個体の創出の事例）

・ ハヤブサ

競技用途（鷹狩り、トライアル競技等）に適した性質を得るため、CITES 登録繁殖施設等で繁殖した個体を親として、人工的に種間交雑が行われている。シロハヤブサ×セイカーハヤブサ、シロハヤブサ×ラナーハヤブサ、ハヤブサ×コチョウゲンボウ、シロハヤブサ×ハヤブサなどの組合せが知られる。

なお、欧州では年間数百個体の交雑ハヤブサが飼育下から逸出しており、1970年から2003年の調査では野生個体の21%が交雑個体又はその子孫であることが確認された。欧州連合の6カ国では、交雑猛禽類の鷹狩り使用が禁止されるなど、遺伝子汚染防止に向けた取組が既に進められている。

・ オウム目

多くの種は世界で広く愛玩目的として飼育されており、希少性を付加価値とした交雑個体も取り引きされるなか、系統だった繁殖管理が行われていないケースも確認されている。コバタンなどでは飼育下繁殖個体の大半が亜種間雑種となっている状況が確認されている他、CITES 附属書Ⅰ掲載種の交雑個体の販売例として、ミカヅキインコ×テンニョインコ、オオバタン×アオメキバタン（附属書Ⅱ）の交雑個体が挙げられる。

なお、コスタリカやドイツでは、野外におけるインコ類の交雑個体の定着が報告されており、在来種との交配を通じて遺伝子汚染を引き起こす可能性の他、交雑個体が繁殖機会を奪うことによる在来種の繁殖成功率の低下や、食物資源や営巣場所をめぐる競争が懸念されている。

## 2. ペット流通種の取扱い

### (1) 背景及び現況

- ・ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種には、愛玩目的による取引のための過度な利用が要因で絶滅の危険性が高まった（未だ高い）種も少なくなく、我が国においては、種の保存法に基づきこれらの種の国内取引（譲渡し等）を原則禁止している。
- ・これらの種の譲渡し等の規制に関しては、学術研究等の目的で環境大臣の許可を受ける場合の他、大学における学術研究や獣医師の業務等のいくつかの適用除外規定がある。
  - －大学における教育・学術研究のために譲渡し等をする場合
  - －非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合（注：30 日以内の事後届出(引取後＋返却後)が必要)
  - －獣医師法第 4 章の規定による業務に伴って譲渡し等する場合
  - －譲渡し等をする当事者の一方か双方が国の機関・地方公共団体であって下記を満たす場合
    - ・警察法第 2 条第 1 項に規定する警察の責務として、又は、検察庁法第 4 条に規定する検察官の責務として譲渡し等をする場合
    - ・動物愛護管理法第 36 条の規定（負傷動物等の発見者の通報措置）に基づき収容された生きている個体の譲渡し等をする場合
- ・また、以下の要件のいずれかに該当し、法に基づく個体等登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等である場合は、商業目的も含め譲渡し等が認められている。
  - －種の保存法の規制適用前に国内で取得した個体等
  - －関税法の許可を受けて輸入された個体等
  - －国内で繁殖された個体等

※近年、飼養者の高齢化・急死や急病等や、飼養者の不在中に一時的に他者に預けなければならなくなったなどやむを得ない事由により、飼養者本人やその親族、行政機関等からの問い合わせが相次いでいる。これは、1990 年代以降のエキゾチックアニマルブーム等により一定程度流通した後に、種の保存法の規制対象種に指定され、国内における譲渡し等が原則禁止されたことに起因するものと思われる。

※飼養者（占有者）が不在中に一時的に預ける行為（ペットホテル等の動物取扱業の登録を受けた事業者も含む）も譲渡し等の規制対象となる。

### (2) 生じている課題

- ① 未登録個体であって、登録要件を満たせないケースの多発
  - ・種の保存法では登録自体は任意であることから、規制前から所持し終生飼養を予定していた者は個体の登録を受けないことが多かった。
  - ・今になって登録しようにも、長寿命の種を規制開始前から長期間飼養していて個体の由来を証する書類等が残されていない場合や、飼養者が疾病等を患い個体の由来を証することが困難な場合等に、登録要件を満たせず、新たな個人の飼養者へ譲渡しできなくなることが多い。
- ② 引き受け先の不足
  - ・未登録の個体であっても、学術研究又は繁殖、教育等の種の保存に資する目的である場合は、同法に基づく許可を受けることで、目的を達成できることが明確な学術研究施設や動物園・水

族館等への譲渡し等が可能となる。

- ・しかしながら、高齢や人慣れ等の事情があるペット個体の飼育技術不足や、人材、予算、収容可能施設の不足等から、学術研究施設や動物園・水族館等においては、急な個体受け入れや継続的な引受けは困難となっている。

（参考）希少野生動植物種の押収及び動物園等による引受け状況

2000 年から 2024 年までの新聞報道によると、生体の違法な国内取引は 93 件確認されており、このうち動物園等への引取り情報が掲載されていたのは 8 件であった。

（哺乳類ではコツメカワウソ、爬虫類ではヨツユビガメ、マダガスカルホシガメ、イニホーラリクガメ、鳥類ではヒスイインコ、コンゴウインコ、アカビタイヒメコンゴウインコ）。

### （３） 検討の方向性

ワシントン条約附属書Ⅰに掲載される前から我が国においてペットとして流通していた長寿命の種について、規制前の輸入状況や規制後の国内流通実態（参考資料５を参照）を把握した上で、以下のような対策を検討してはどうか。

#### ① 愛玩目的の飼養者に対する周知啓発の徹底

- ・とりわけ長寿命の種について、終生飼養を予定している者にも（所有権の移転をするつもりがなくても）、将来飼育継続が困難となる事態に備え、登録を受ける・更新をすることを推奨
- ・既に飼養している者（高齢者を含む）にも周知できるよう、地方自治体、販売事業者や獣医師等と連携した効果的な広報・啓発の実施

#### ② 一時的な占有移転に対する規制の在り方の検討

- ・個体の福祉に配慮した、適切な飼養のために必要となる行為に対する規制の柔軟性の確保

#### ③ 法に基づく許可の対象行為の拡大

- ・やむを得ない事情（飼養者の疾病、死亡等）により飼育が継続できなくなった場合等に、一定程度の要件を満たす者（個人を含む）への譲渡し等の許可